

令和 5 年 第 9 回

当別町教育委員会定例会議事録

当別町教育委員会

令和5年 第9回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和5年8月23日（水） 午後3時32分

場所 当別町役場3階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、寺田委員、佐々木委員

出席職員 山田教育部長、高田学校教育課長、川村学校教育課参事、石川社会教育課長、大石子ども未来課長

傍聴者 あり（1名）

【開会宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和5年 第8回当別町教育委員会定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 本会議の傍聴を希望する申し出がありましたので、これを許可いたします。 暫時休憩いたします。 再開いたします。
【議事日程】 教育長	日程につきましては各委員に配付しております日程表により議事に入ります。
【日程第1】 教育長	日程第1 報告第1号、臨時代理の報告について（当別町立とうべつ学園区域学校運営協議会委員の解職について）、事務局より説明願います。
教育部長	当別町立とうべつ学園区域学校運営協議会委員の解職について、1頁になります。 当別町立とうべつ学園区域学校運営協議会委員の解職について、臨時代理したのでこれを報告するものです。なお、別冊1頁には新旧委員名簿を掲載しています。 以上、報告第1号の説明といたします。
教育長	ただ今の報告について、ご質問ありませんか。 無いようですので、以上で本件を終了いたします。
【日程第2】 教育長	日程第2 議案第1号、令和6年度に使用する小学校用及び義務教育学校前期課程用教科用図書の採択について、事務局より説明願います。
学校教育課長	議案については3頁から5頁まで、別冊については2頁から16頁までをご高覧下さい。義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項及び第14条の規定に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用の図書については、8月4日に開催された第1地区教科用図書採択委員会協議会において議案の3～5頁の協議結果一覧のとおり選定されたので採択を行うために議決を求めるものです。

	<p>なお、選定理由については、別冊の小学校用教科書用図書については、3～16頁に記載していますのでご高覧ください。</p>
教育長	<p>ただ今の提案について、ご質疑ございませんか。</p>
小林委員	<p>教育長が出席されているとは思う。選定協議会の内容はなかなか説明できないことは知っているが、言える範囲でいいのでどのような基準でこの教科書が選定されているのか教えてほしい。</p>
教育長	<p>前の採択から時間がたっていないということもあって、先生方としては教科書等に慣れて、授業も進める形ができあがっている状況。特に問題がなければ継続して教科書を使うことが望ましいのではないかという方向性でございました。</p>
武岡教育長職務代理	<p>部分改定というのはわかる。すべての教科書会社が検定を通過しているので、ある程度の水準をクリアしているのでもいいと思う。ただ、全国的なことをいうと、どのような経緯で決まったかが不透明であり、最終的な場面で誰がどういう意見を出してこの教科書になったか、他の都府県では意見者の名前と意見の内容まで公表している状況。北海道はまだこの水準まで到達できていない状況。できればこれからの採択の場で上記意見があった旨申し伝えていただきたい。これは全国町村教育委員連合会のなかでもこの話題があがっており、北海道の後進性が指摘されている。私も同意見です。</p>
教育長	<p>ただいまの武岡教育長職務代理のご意見については採択委員会に当別町教育委員からの意見ということでお話ししたいと考えている。</p>
教育長	<p>他にないでしょうか。</p>
小林委員	<p>電子教科書の動きはなにかあるのか？採択協議会では話し合われているのか？</p>
教育長	<p>電子化の方向に向かって議論がされている。ただし具体的な情報ははいつてきておりません。概ねどの出版社も電子化に向けて進めているのではないかと推察できます。</p>
武岡教育長職務代理	<p>フェアな形で教科書を選べることはいいこと。教科書選定にあたって、絶対に入入りしてはなりません。当別町は大丈夫でしょうか？</p>
教育長	<p>私が着任してから教科書会社とお会いしたことは一切ございません。採択のタイミング如何ではなく、全くございません。</p>
教育長	<p>他にご質問ありませんか？ 無いようですので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それでは、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。</p>
【日程第3】 教育長	<p>日程第3議案第2号、令和6年度に使用する中学校用及び義務教育学校後期課程用教科用図書の採択について 事務局より説明願います。</p>
学校教育課長	<p>議案について6～8頁をご高覧下さい。義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項及び第14条の規定に基づいて、中学校及び義務</p>

	<p>教育学校後期課程で使用する教科用の図書については第 1 地区教科用図書採択委員会協議会において議案の協議結果一覧のとおり、令和 5 年度に使用しているものと同様の教科用図書が選定されたので採択を行うために議決を求めるものです。</p>
教育長	<p>ただ今の提案について、ご質疑ありませんか。</p> <p>無いようですので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
【日程第 4】 教育長	<p>日程第 4 議案第 3 号、令和 6 年度に使用する小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択について</p> <p>事務局より説明願います。</p>
学校教育課長	<p>議案について 9～13 頁をご高覧下さい。義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 5 項及び第 14 条の規定に基づいて、小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級で使用する教科用の図書については第 1 地区教科用図書採択委員会協議会において議案の 11～13 頁の協議結果一覧のとおり、選定されました。また、一般図書については今回新たに 9 点の図書が追加されていますので採択を行うために議決を求めるものです。なお、選定理由については別冊をあわせてご高覧下さい。</p>
教育長	<p>ただ今の提案について、ご質疑ありませんか。</p> <p>無いようですので、議案第 3 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
【日程第 5】 教育長	<p>日程第 5 協議第 1 号、「当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」事務局より説明願います。</p>
教育部長	<p>協議第 1 号当別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、14 頁から 16 頁になります。</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、令和 5 年 9 月議会定例会に提出する議案の内容について、委員会の協議を求めるものであります。</p> <p>15 頁の別記に町議会に提出する議案を、別冊 21 頁から 22 頁に新旧対照表を掲載していますのでご参照ください。</p> <p>以上、協議第 1 号の説明といたします。</p>
教育長	<p>ただ今、提案の説明がありました。ご意見がありましたら頂戴したいと思います。</p> <p>無いようですので、本件は提案のとおりとさせていただきます。</p>
【日程第 6】 教育長	<p>日程第 6 次に協議第 2 号、「令和 5 年度 9 月補正予算について」</p> <p>事務局より説明願います。</p>

<p>教育部長</p>	<p>協議第2号令和5年度9月補正予算について、17頁から19頁になります。 令和5年9月補正予算について協議を行うものであります。</p> <p>18頁には歳入479千円、19頁には歳出・民生費10,529千円・教育費5,318千円、合計15,847千円を増額補正するものでございます。</p> <p>詳細については所管課長より説明いたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>学校教育課分について説明します。19頁の歳出について、9款1項5目学校給食費において電気料で2,374千円の増、除雪業務委託で110千円の増。</p> <p>9款2項1目学校管理費において、会計年度任用職員費費用弁償117千円の増、除雪業務委託で572千円の増。</p> <p>内容については電気料価格の改定に伴い、施設の電気料が不足したことによるものです。会計年度任用職員費費用弁償については、職員の住居移転に伴い、通勤手当の不足が生じたためです。除雪業務委託については、労務単価の変更に伴い給食センター及び学校施設の委託費を増額するものです。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>歳出9款3項2目社会教育施設費において、電気料と除雪業務委託について増額するもの。学校教育課と同様、電気料については西当別コミュニティーセンター・白樺コミュニティーセンター・学習交流センター・世紀会館がございしますが、単価の上昇によるものです。除雪業務委託については労務単価及び燃料等の高騰によるものです。</p> <p>続いて9款4項3目総合体育館費についても同様に電気料の増額補正するもので、総合体育館分917千円を計上しています。</p>
<p>子ども未来課長</p>	<p>3款2項1目幼児プログラミング体験業務として需用費63千円、委託料2,400千円、備品購入費を210千円計上しています。委託事業として5歳の児童を対象として体験事業を実施する予定です。</p> <p>3目保育所費について、補助金として認定こども園プログラミング導入事業7,377千円、こちらは2つの認定こども園においてICTのプログラミング事業を実施するものです。保育対策総合支援事業は使用しているバスに安全装置を設置するもので479円増額補正いたします。</p> <p>歳入は16款2項2目保育対策総合支援事業についてバスの安全装置について、国からの補助金479千円を計上しています。なお、歳出で計上しているプログラミング事業については10,000千円が企業版ふるさと納税にて収入されますので、企画部管轄となるため、こちらでは計上しておりません。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今、提案の説明がありました。ご意見がありましたら頂戴したいと思います。</p>
<p>小林委員</p>	<p>プログラミングについて、具体的にどういった形ですめるのか？また、チラシなどで周知するのか？</p>
<p>子ども未来課長</p>	<p>9月議会で議決を得た場合なのでこれからのことだが、ソロタッチというタブレットを活用した授業と、レゴを活用したプログラミング教室を実施する予定です。</p> <p>また、チラシにて周知します。</p>

	<p>ICTを使った幼児教育について、今回の企業版ふるさと納税が目的使用になっていて幼児教育に特化した寄附となっています。</p> <p>タブレット1台に対して複数の子どもが使用する形の授業となっています。今回は導入経費ということで補助いたします。</p>
小林委員	<p>認定こども園のプログラミング授業について、小中学校と接続できるような工夫を検討いただけないか？</p>
子ども未来課長	<p>学校はクロムブック、認定こども園ではタブレットでの活用となる。認定こども園ではICTの最初の一步の部分の内容となっている。</p>
小林委員	<p>小中学校とのつなぎを意識した内容となるよう業者に伝えていただきたい。</p>
子ども未来課長	<p>承知しました。</p>
寺田委員	<p>バスの安全装置について詳しく説明いただきたい。</p>
子ども未来課長	<p>4月に義務化となった。バスの置き去り防止のためとなります。</p> <p>具体的には、「バスの運転手が車を止めるとブザーが鳴る。ブザーを停めるスイッチがある後部座席まで運転手が行って、車内に誰もいないことを点検できる」という機能の装置となる。</p> <p>合計3台に設置するもの。</p> <p>施工は4月に実施。現在すでに設置された状態で運営している。</p>
教育長	<p>他にございませんか？無いようですので、本件は提案のとおりとさせていただきます。</p>
【閉会宣言】 教育長	<p>以上で、令和5年 第9回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。</p>

閉会 午後4時8分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者